

監査公表第4号

監査結果に基づく措置について

平成29年7月27日付監査報告第7号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、その結果を公表します。

平成30年8月8日

大牟田市監査委員 中原修作
同 大野哲也

保 総 第 3 2 7 号
平成 3 0 年 8 月 1 日

大牟田市監査委員 中原 修作 殿
同 大野 哲也 殿

大牟田市長 中尾 昌弘
(保健福祉部)

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について

平成 2 9 年 7 月 2 7 日付、監査報告第 7 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告いたします。

【個別指摘事項】

保健福祉部

(1) 大牟田医師会事業費補助金交付要綱について (生活衛生課)

大牟田医師会事業費補助金交付要綱第 2 条には、2 (2) に掲げる 5 つの事業に要する経費について補助金を交付すると規定されているが、大牟田医師会から提出されている交付申請書及び事業実績報告書には交付対象となる経費が明確にされていない。そのため、当該補助金がどの事業のどの経費に充てられたかを確認することはできなかった。

補助金の交付に当たっては、平成 2 7、2 8 年度ともに、5 月に交付決定額全額を前金払されている。前金払を行うためには債務金額が確定している必要があるが、補助金交付申請書からは対象となる経費及び額を確認することはできなかった。

また、実績報告が事業終了後 2 月以内に提出されておらず、要綱に沿った事務処理になっていないものが見受けられた。

大牟田医師会事業費補助金交付要綱に沿った適切な運用となるよう改められたい。

【措置の状況】

(1) 大牟田医師会事業費補助金交付要綱について (保健福祉総務課)

大牟田医師会事業費補助金の実績報告に添付している大牟田医師会の決算報告書につきましては、平成 2 5 年度に医師会が一般社団法人の移行認可を受け、実施事業等・法人会計に区分し、さらに事業毎に継続 1、継続 2 に区分する区分経理の方式を採用しているため、当該補助金の充当確認が難しいものでした。

このため、現在の決算報告書の中から要綱に沿った事業経費の一部として支出したことが確認できる新たな様式 (支出済額内訳書) を実績報告書の一部とするとともに、添付資料として歳入歳出決算書と正味財産増減計算書を提出してもらうことにより、今後は確認していきます。

補助金の交付については、概算払いを行い実績報告書については、事業終了後 2 月以内に提出してもらうよう大牟田医師会事業費補助金交付要綱に沿った運用の指導を徹底します。